

業務委託特記仕様書

令和6年度

次期最終処分場用地測量及び補償調査業務委託

特記仕様書

(当初)

酒田地区広域行政組合管理課

業務委託特記仕様書

1 共通仕様書の適用

本業務の履行にあたっては、山形県県土整備部制定「共通仕様書（測量・調査・設計）」（令和4年4月改定）に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

※ 共通仕様書は、以下ホームページで参照できる。

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（業務委託）

2 共通仕様書に対する特記事項

測量・調査に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1章 総 則

第1条 適用の範囲

本特記仕様書は、「次期最終処分場用地測量及び補償調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務概要・目的

本業務は、次期最終処分場整備にあたり、必要な用地の取得に向けた測量及び補償調査算定業務を行うものである。

第3条 受発注者の責務

受発注者の責務は、共通仕様書第103条に定めるものに加え、受発注者の責務について以下のとおりとする。

- 1 本業務を履行するにあたり、受注者はその技術を駆使して確実・詳細・丁寧に行い、成果は所定の条件を満足しなければならない。なお、受注者は本特記仕様書に明記していない事項であっても業務上必要と思われるものについては、責任をもって充足、調整等を行うこと。
- 2 受注者は、業務内容の変更において、監督職員から不適切な指示等があった場合は、発注者に対し書面で報告ができるものとする。
- 3 発注者は、前項の報告を受けた場合は、5日以内（休日等を含む）に受注者と協議し適切な措置を講じなければならない。

第4条 調査職員

測量業務共通仕様書の「監督職員」は、「調査職員」に読替えるものとする。

業務委託特記仕様書

第5条 打合せ等

業務着手時及び成果物納入時の打合せは測量業務及び用地調査を対象とし、業務の主要な区切りで行う中間打合せは測量業務3回、用地調査では1回の計4回とする。

なお、打合せ等は以下のとおりとする。

- 1 打合せ記録簿については、受発注者間で相互に確認するものとする。また、打合せ記録簿は、一覧表を作成し、要旨・指示協議等の内容が分かるようにすること。併せて、打合せ記録簿及び打合せ記録簿一覧表は成果報告書に一括して綴り込むものとする。
- 2 中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せの回数を変更できるものとする。なお、打合せ回数は対面及びWEBで実施した回数とし、電話や電子メール等による打合せは、そのみでは回数として数えないものとする。

第6条 業務計画書

- 1 業務計画書は、測量業務共通仕様書第113条に定めるほか、共通仕様書参考資料の「業務計画書作成要領(案)」により作成するものとし、当初打合せ後、速やかに提出するものとする。
- 2 受注者は、別添「業務工程表(作成例)」を参考に、クリティカルパスが分かる業務工程表(エクセル形式)を作成し、業務計画書とともに提出するものとする。また、作成した業務工程表は受発注者間で共有し、変更があればその都度更新し、情報共有するものとする。

第7条 資料の貸与

- 1 本業務を遂行するにあたって必要となる次の資料については貸与するものとする。また、その他必要な資料については、調査職員と打ち合わせによるものとする。なお、貸与した資料の取扱いについては十分注意し、業務完了後は遅延なく返却するものとする。

第8条 公共測量の届出

本測量業務は公共測量に該当するが、届出等が必要な場合、受注者は国土地理院への届出等に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。

第9条 成果物の提出

本業務委託の業務成果物は、下記のとおりとする。

- 1) 電子成果物(CD-R等) 2部
- 2) 印刷物(ファイル製本程度) 1部

第10条 成果物納入後の成果物の訂正

成果物納入後の成果物の訂正については以下のとおりとする。

- 1 発注者は業務完了後においても、受注者の責に帰すべき事由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議の上、受注者に成果物の訂正、補正その他の措置を命ずるものとする。
- 2 受注者は、業務完了後においても、受注者の責に帰すべき事由により成果物の不都合が生

業務委託特記仕様書

じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議の上、成果物の訂正、補足そのほかの措置を行うものとする。

第 11 条 書面による変更契約の手続き

業務の変更の際、打合せ記録簿等の書面による調査職員の指示等がないものについては、契約の対象としない。

第 12 条 緊急対応

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

第 13 条 保険加入

受注者は測量業務共通仕様書第 140 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 14 条 疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。